

会第239号
平成13年 3月30日

各 所 属 長 殿

総務室会計課長

捜査本部等に対する激励報償品の交付について
みだしのことについては、下記のとおり実施することとしたので通知する。

記

1 本制度の趣旨

昼夜を問わず突発的に発生する各種事件・事故のうち、特に悪質、凶悪又は大規模な事案については、多数の捜査員等の投入、長時間・長期間におよぶ捜査等を余儀なくされており、こうした事案の早期の解決、人命の救助等による迅速、的確な警察活動を推進するためには円滑で効果的な組織運営を図ることが重要である。

このため、これら捜査本部等に保健剤等の激励品を交付することによって、捜査員等の士気の高揚を図り、もって事案の早期解決等治安の維持に資することを目的とするもの。

2 制度の対象

激励報償品の交付対象は次に掲げる捜査本部等とする。

- ① 「岐阜県警察の捜査本部運営に関する訓令」（平成2年岐阜県警察訓令第18号）第3条に基づいて設置された特別捜査本部又は捜査本部
- ② 「岐阜県警察突発重大事案警備実施計画」（平成19年2月15日制定）第2に基づいて設置された県警察警備本部、警察署警備本部又は現地警備本部
- ③ 「岐阜県警察警備実施規程」（平成14年岐阜県警察訓令第5号）第9条に基づいて設置された県警備本部、合同警備本部又は警察署警備本部
- ④ 他県設置された上記①から③と同種の捜査本部等に当県から応援派遣され、一定期間継続して従事する部隊等
- ⑤ その他、上記に準ずる事件・事故及び必要と認められる事案に対処する所属等

3 実施方法

(1) 申請

上記2の捜査本部が設置等された場合、当該捜査本部等を主管する警察本部の課長又は隊長により別記様式「激励報償品交付申請書」により警察本部長（会計課長経由）に申請を行う。

(2) 交付の決定

警察本部長は、上記申請に基づき、当該事案の規模、困難性、危険性等を考慮し、交付の有無及び交付経費額を決定する。

(3) 交付方法

警察本部長の決定に基づき、決定額と同額の激励報償品を当該捜査本部等に交付する。

4 運用の開始

この制度は、平成13年4月1日から運用する。